

別表十四(五)

「18」欄に「換地処分等」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・
・

法人名

()

別表十四(五) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲受法人名	1								計
譲渡損益調整資産の種類	2								
譲渡年月日	3	・	・	・	・	・	・	・	
譲渡収益の額	4	円	円	円	円	円	円	円	
譲渡原価の額	5								
調		<p>「18」欄</p> <p>換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(譲渡損益調整資産に係る措置)を適用している場合</p> <p>①「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の72第10項」</p> <p>②「区分番号」欄:「10565」</p> <p>③「適用額」欄:「18」欄の「その他()」の空欄に「換地処分等」と記載した譲渡損益調整資産の「14」欄の金額</p>							
圧									
譲									
当									
譲渡損失の額 (5)-(4) (マイナスの場合は0)	10								
当期が譲渡年度である場合の益金算入額 (10)	11								
譲渡利益額の調整	12	<p>(8)のうち期首現在で益金の額に算入されていない金額 (前期の(14))</p>							
当期益金算入額 (簡便法により計算する場合 には、(9)又は(25)の金額)	13								
翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12)-(13)	14								
譲渡損失額の調整	15	<p>(10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額 (前期の(17))</p>							
当期損金算入額 (簡便法により計算する場合 には、(22)又は(26)の金額)	16								
翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15)-(16)	17								
当期に譲受法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	
簡便法に よる 調整 額 を 算 入 す る 場 合	減価償却期間の月数 (譲受法人が適用する耐用年数)×12	19	月	月	月	月	月	月	
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20							
	当期益金算入額 (8)× $\frac{(20)}{(19)}$	21	円	円	円	円	円	円	
	当期損金算入額 (10)× $\frac{(20)}{(19)}$	22							
	支出の効果の及ぶ期間の月数	23	月	月	月	月	月	月	
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24							
延資 は合 産	当期益金算入額 (8)× $\frac{(24)}{(23)}$	25	円	円	円	円	円	円	
	当期損金算入額 (10)× $\frac{(24)}{(23)}$	26							